

保育所(園)って  
どんなところ?

# 保育所(園)の入所について……

保育所(園)は、保護者の仕事や傷病等により保育を必要とする児童に対して保育する児童福祉施設です。したがって、保育所(園)入所に際しては、下記の要件をすべて満たしていることが必要となります。  
※2019年10月に予定されている幼児教育無償化により、保育料等の記載内容が変更となる場合があります。

## 保育所(園)入所要件



- 1 高崎市に住民登録があること
- 2 保育所(園)での集団保育に支障がない児童
- 3 保護者が次のいずれかの事情で児童を保育することができない家庭であること
  - ① 1か月に64時間以上仕事をしている
  - ② 妊娠中または出産後である(出産前2か月から出産後2か月まで)
  - ③ 病気やけが、または心身の障害による
  - ④ 1か月に64時間以上同居または長期入院等の親族の介護・看護にあたっている
  - ⑤ 火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている
  - ⑥ 仕事を継続的に探している(3か月まで)
  - ⑦ 学校に在学しているまたは職業訓練を受けている  
(1か月に64時間以上の就学・訓練)
  - ⑧ 虐待やDVによる

## 保護者の育児休業取得時における入所について

- 1 育児休業取得対象児童の入所は、各施設の受入可能月齢に達した日の翌月1日(1日に受入可能月齢に達した場合は当月)からとなります。
- 2 育児休業の取得期間に関わらず、既に入所している兄弟は継続して入所できます。

## 入所申し込みについて

- 市役所本庁保育課あるいは各支所市民福祉課にお申し込みください。特別な事情により他の市町村の保育所(園)を希望する場合は、保育課にご相談ください。
- 既に市内の保育所(園)に入所している児童の継続確認手続きは、入所中の保育所(園)を通して行います。  
\*年度途中の入所に関しては、保育課入所相談ダイヤル(027-321-0111)へお問い合わせください。

## 第3子目以降保育料の 無料化について

- 児童の属する世帯が子を3人以上扶養している場合、第3子目以降に該当する児童の保育料は申請により無料になります。  
\*申請がなかった場合、税額関係書類が未提出の場合は、無料化が適用されません。

## 保育料の決定

- 2019年度の保育料は、父母の市町村民税所得割額により、算定されます。なお、同居の祖父母等、扶養義務者の市町村民税所得割額を合算して、算定する場合があります。  
4月から8月の保育料は、2018年度市町村民税所得割額により、9月から3月の保育料は、2019年度市町村民税所得割額により算定されます。  
ただし、市町村民税が未申告の場合等は、いったん最高額の保育料で決定します。